

2月 定例教育委員会 議事日程

1. 日 時 平成30年2月21日（水）午後1時30分から

2. 会 場 伊予市役所2階 会議室

3. 出席委員

教育委員長	矢 野 ひとみ
教育委員	鷹 尾 秀 隆
教育委員	高 橋 久美子
教育委員	水 口 良 江
教育長	渡 邊 博 隆

4. 会議に出席した事務局職員

教育監理監	井 上 伸 弥
事務局長	齋 岡 正 直
学校教育課指導主幹	大 西 聰
学校教育課指導主事	高 石 達 也
学校教育課課長補佐	飴 矢 百 合
社会教育課長	森 田 誠 司
社会教育課課長補佐	高 村 博 之
社会教育課課長補佐	北 岡 康 平
学校給食センターメンバー	安 田 敦

5. 協議事項等

報告事項等

- (1) 12月会議録報告
- (2) 3月教育委員会行事予定について
- (3) 事務局報告事項等について
- (4) その他

午13時30分 開会

○鷲岡事務局長 開会

○矢野ひとみ委員長 それでは、ただいまより2月の定例教育委員会を開会したいと思います。

2月の会議録の署名人のほう、水口委員さんになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○水口良江委員 はい。

○矢野ひとみ委員長 それでは、12月の会議録のほうが委員さん方のお手元に文書で届いていたと思います。目を通してくださいましたら、署名をもって御承認いただけますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢野ひとみ委員長 ありがとうございました。承認といたします。

それでは、早速協議事項等に入りたいと思います。

(1)議案審議、議案第1号伊予市学校事務の共同実施組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

大西先生お願いします。

○大西指導主幹 資料の1ページをお開きください。

伊予市学校事務の共同実施組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則について。

伊予市学校事務の共同実施組織及び運営に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の議決を求めます。

提案理由ですが、平成30年4月1日より伊予市学校事務の共同実施がこれまでの分散型から集中配置型に移行することに伴い、伊予市学校事務の共同実施組織及び運営において、規則の一部を改正する必要が生じたので、提案をいたしました。

それでは、2ページからの新旧対照表を見ていただきながら説明をさせていただきたいと思います。

規則の中で、共同事務室と表記されていたものは共同学校事務室と改めています。

これは、平成29年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、共同学校事務室という表記がなされることになったためです。ですから、条文中にたびたび出てくる共同学校事務室の変更についてのこの説明は省略させていただきますので、御了承ください。

それでは、第1条中「規則は」の次に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第7条の2及び」をつけ加えます。

3条第2項中「共同実施地域を構成する学校の」を「別表第1に定める各拠点校に配置する」に改め、同条7項中「専門員」を「専門員等」に改め、同条第9項中「執務は」の次に

「原則として」を加えます。

次のページ。

第4条第3項中「共同事務室内の業務の取りまとめを行う」を「共同学校事務の執務をつかさどる」に改めます。

第5条第1号を次のように改めます。

1、教職員の人事、服務、給与及び旅費に関する事務。

第5条第3号中「就学」を「学籍、就学援助等」に改め、同条第4号中「職員」を「教職員」に改め、同条第5号中「管理」の次に「調査統計、各種証明」を加え、同条中第8号及び第9号を削り、第7号を8号とし、第6号を第7号とします。第5号の次に、次の1号を加えます。6号学校徴収金に関する事務。

続いて、第6条に次の1項を加えます。

2項室長は共同学校事務室を構成する学校の校長の権限に属する事務のうち、別表第3に掲げる事務を専決することができる。ただし、次に掲げる場合は専決することができない。1号事案が重要または異例と認められる場合、2号事案について疑義もしくは紛議があり、または紛議を生じるおそれがあると認められる場合。

第7条第2項を削り、同条第3項中「拠点校」を「構成校」に改め、同項を同条第2項とします。

第10条第1項中「共同事務室連絡会」を「共同学校事務室連絡会」に改め、同条第3項中「共同事務室」を「共同実施地域」に改め、「地域長」の次に「共同学校事務室の」を加えます。

続いて、別表の第1のうち「共同実施地域」を「共同実施組織」、「伊予市郡中共同事務室」を「伊予市郡中共同学校事務室」に。「伊予市港南共同事務室」を「伊予市港南共同学校事務室」に改めます。

次に、別表に次の1表を加えます。

別表第3（第6条関係）、室長専決事項。

1項共同学校事務室内の構成校に係る次に掲げる事項。

1号電子計算組織による人事給与事務に関する事。ただし、地域長が承認したとき、または地域長が不在のときに限る。

2号市会計予算の執行管理に関する事。

3号市会計予算の編成に関する事。

4号室長補佐、室員の超過勤務命令に関する事。

5号特定個人情報の管理に関する事。

6号法定外控除に関する事。

7号旅費請求に関する事。

8号校納金口座振替システムによる口座振替に関すること。

2項その他、伊予市教育委員会が必要と認める事項。

附則。この附則は、平成30年4月1日から施行する。

以上です。

○矢野ひとみ委員長 ありがとうございました。

学校事務に関する御説明をいただきました。何か御質問等ございませんでしょうか。

○渡邊博隆教育長 これというイメージわくでしょうか。

○矢野ひとみ委員長 そうなんです。

○渡邊博隆教育長 委員長。

○矢野ひとみ委員長 はい、教育長さん。

○渡邊博隆教育長 失礼します。今の5ページ見てください。5ページのところを見ていただいたら、今までそれぞれ事務職員というか事務係長とか事務長さんとか主事とかがそれぞれの学校に配置されておるところと未配置のところがございました。そういうふうな形で、未配置校が今年度は右の図の別表第1のところであつたら、下灘、それから翠、それから下の中山小学校と佐礼谷小学校、中山中もそうやつたかな。

○大西指導主幹 中山中学校と佐礼谷小学校です。

○渡邊博隆教育長 佐礼谷小学校。それ以外は、事務を担当する職員がおつたんですけども、それを拠点校という形で平成30年4月1日からは郡中と港南の2カ所に、今まで配置されておつた、何人配置されるか事務はわからんのですが、郡中小学校のほうに例えれば5人とか、港南中学校の中に5人とかというふうな形で集められて、そして他の学校には今までおられた事務職員が全部郡中小学校と港南に集められて、各学校の事務員はいなくなるというふうな形です。

したがつて、各学校で事務員さんにお願いしておつた業務的なものが、全然してもらえないなるがために、学校内での窓口業務がある程度支障が起こるのではないかというふうな懸念もあるわけなんですけども、今後集中型に変えていくというふうな形で推移しておりますので、伊予市としてはできるだけ早くこの集中型のほうに移行したらどうだというふうな、事務職員さんのほうからも要望がございまして、急遽体制づくりをさせていただいて今日に至つて、4月1日から共同実施になる予定になっております。

言うならば、共同実施にするためには人事異動のときに事務職員さんをもう既に張りつけなければならぬので、その作業のためにはできるだけ早く人事が動く前に決断をしなくてはならなかつたという経緯がございます。だから、年度当初ちょっとうまくいくのかいかずのか、事務が実施できるのかどうかわからんのですけども、見切り発車的になるかもしれませんけども、対応させていただいたと、そんなような感じです。

以上です。

○矢野ひとみ委員長 教育長さんから御説明をいただきましたので、何となくイメージとしてはそれぞれわいてくるのではなかろうかなと思います。本当に、今言われたように、1人減つたら、職員室で1人減つたら大変なことになるだろうというふうなイメージが余計わいてきたわけなんですけど、何か御質問等ございますか。

○渡邊博隆教育長 委員長。

○矢野ひとみ委員長 はい、教育長お願いします。

○渡邊博隆教育長 つけ足しです。事務職員がいきなり大規模校のところで減つたら、今までしていたものができなくなるので、事務講師という形で事務もするし授業もするしというふうな先生を大きい学校、伊予小学校と北山崎小学校か、この2校やつたかな。

○大西指導主幹 はい。

○渡邊博隆教育長 その2校に、事務講師という形で事務職員以外に配置していただきます。言うならば、片や授業をし、事務もするというふうな先生、事務講師という立場の先生を、ほかのところはその講師は置いてもらうことにならなかつたわけです。

○矢野ひとみ委員長 はい、事務講師を配置するというふうな案の御説明をいただきました。御質問等ございませんか。

○水口良江委員 委員長。

○矢野ひとみ委員長 はい、水口委員さん。

○水口良江委員 集約する、共同事務にすることによって事務作業が軽減されるという、先生方の事務って言つたらおかしいですけれど、先生方の軽減っていうことにもこれはつながることなのですか。これはあくまでも一般の事務だけのことで、それで集約することによって設備的なものの変更が必要になってくるとか、そういうのも全くなくって、今までの体制で全部事務が総合的に集約されてっていう分でしょうか。特に、予算的に何かをしないといけないとかということもないわけですか。

○大西指導主幹 委員長。

○矢野ひとみ委員長 はい、大西先生。

○大西指導主幹 今回の集中配置型に移行については、県下で言えば南予が集中配置型を行っている地域が多いです。中予に関しては、基本的に分散配置型。来年度から、松山の北条地区で一部集中配置型に移行するところがあります。

伊予市において、先ほど教育長さんのほうからもお話をあったように、未配置校がだんだん増えている状況があります。事務職員さんが事務支援とかいろんな形で動かなければならぬようになって、その学校に行って事務支援をして、また戻ってきて自分の学校の仕事をするとかということで、非常に事務職員への負担が大きい状況にあります。事務の定数が確保されているわけでない中で、もしも今後さらに事務職員減が図られた場合には、分散配置型では、今の状況を継続するのが難しい状況にあるということは目に見えています。ですから、今回このよ

うな状況の中で、集中配置型に移行しました。

集中配置型にすることによってどういうふうな効果があるのかということですが、未配置校の学校につきましては、現在教頭先生やその他の職員の方が事務の仕事の大半かなり受け持つて作業をしております。そういった業務は、集中配置になると、例えば旅費の担当の方、市会計の担当の方とかといって業務分担が行われますので、その担当の方が事務処理をしてくださいます。その学校とのつなぎをうまくするために、今いろいろと打合会なども行っているわけですが、年度当初混乱することも考えられます。それが軌道に乗れば、特に未配置校、あるいは小規模校等での負担はかなり軽減されるものと思っております。

逆に、先ほど言った中規模校以上の学校については、事務職員がいなくなることで、当然これまで事務職員の担当の仕事ではなかったけど、事務職員がしていた仕事っていろいろあったわけです。それらのものについては、もう集中配置のところでできないので、学校の中で分担を割り振りして担当しなくてはならなくなるので、学校の負担はいろいろ出てきます。

来年度につきましては、先ほど言いましたように、中規模校以上のところにつきましては事務講師の配置をお願いしているところであります。その事務講師を配置することで校内の事務が滞りなく進むように、その集中配置の郡中、港南の拠点校と連携がうまくとれるようにすることでスムーズな移行ができるのではないかと考えています。

システム的には、大きく何かを変えなければならないということはありません。ただ、来年度当初予算で、ミライムといって伊予市の学校と教育委員会とをつなぐようなグループウェアを要求しております、これが通ればかなりそういった事務の処理の軽減にも役立つものと考えております。

○水口良江委員 はい、ありがとうございました。

○高橋久美子委員 よろしいですか。

○矢野ひとみ委員長 はい、高橋委員さん。

○高橋久美子委員 今の御説明の中で、これまでそういった事務職という方がいらっしゃらない学校は、教頭先生なりが講義もしながら事務のお仕事もされていたということですが、今新たにここに配置されようとしてる事務講師という立場の方っていうのは、もともと先生でいらっしゃるけれども、教頭先生のように担当しているクラスが少ない人が兼ねるという立場なんですか。それとも、非常勤講師の方を新たに連れてきて、授業時間以外は事務やってねっていう形になるんですか。

○大西指導主幹 委員長。

○矢野ひとみ委員長 はい、大西先生。

○大西指導主幹 基本的に、県からの研修加配といって教員を1人増やしてもらうという形で配置されます。その事務講師は、基本的に授業は10時間程度の時数を持ちます。それ以外の時数につきましては、当然学級担任を持ちませんから、例えば文書受け付け処理であるとか、あ

るいは集中配置から依頼のあったアンケート調査等の取りまとめを行うとか、先生方への配付をするとか、そういうふうな形で事務の支援をしていただくようになります。

○高橋久美子委員 委員長。

○矢野ひとみ委員 高橋委員さん。

○高橋久美子委員 そうしますと、人数的には今までいた教員の方たちでそういうお仕事をするっていうのではなくって、新たにそういう立場の人、プラスに人員がなるっていうことですか。

○大西指導主幹 はい。事務講師についてはプラス1名の配置ということになりますから人数が増えることになります。

○高橋久美子委員 はい、ありがとうございます。

○矢野ひとみ委員長 よろしいでしょうか。

今まで事務の先生がいらっしゃって、それをそう簡単に、文書の受け付け等でも一仕事あつたような、それがたちまちどなたかがそれはしないといけないということになるのですよね。

○大西指導主幹 はい。

○矢野ひとみ委員長 そういうふうなんは、また増えてきますよね。あとは、事務関係はしてくれるけど、集中のところで。

○大西指導主幹 本来、事務職員がすべき仕事については集中配置で全てこなします。今まで事務職員が本来すべき業務ではないようなものの中で任せていたところは多くあります。学校によっても違うのですが、いろいろあると思います。そういう業務を校内で割り振って、例えば教頭先生が何々をする、養護教諭の先生が文書受け付けてパソコンからメール、文書を出すとか、そういうふうなことを校内で分担をしていただくというふうなことになるわけです。

○矢野ひとみ委員長 はい。ほかに御質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢野ひとみ委員長 はい。そしたら、新年度から実施するということで、またいろいろ問題も出てくると思いますけれども、よろしくお願いします。

そしたら続いて、議案第2号伊予市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の制定について説明をお願いします。

○森田課長 資料15ページをお願いします。

議案第2号伊予市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の制定について。

提案理由といたしましては、伊予市放課後子ども教室推進事業を実施するに当たり、市民福祉部に属する職員に委任する運びとなつたため、新たに規則を制定する必要が生じたので、提案をいたしました。

その内容につきましては、次のページ、16ページをごらんください。

規則全文を掲載をしておりますが、その中でも第2条教育委員会は、地方教育行政の組織及

び運営に関する法律第21条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を市長の補助機関たる職員に委任するとして、委任する事務はその表の左欄にあります、伊予市放課後子ども教室推進事業実施要綱に掲げる事務の実施及び運営に関する事務。それを委任する職員といたしまして、右の欄、市民福祉部に属する職員としております。附則で、この規則につきましては平成30年4月1日から施行することといたしております。

この規則制定につきましては、放課後児童クラブの管轄をしております厚生労働省、それと放課後子ども教室を管轄しております文部科学省が共同で放課後子ども総合プラン、これを提案をしております。放課後子ども総合プランにつきましては、全ての就学児童が放課後等は安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、一体型を中心とした児童クラブと子ども教室の計画的な整備を進めるとしておりまして、現在放課後子ども教室につきましては社会教育課が所管をしておりますが、これが週に2回開催をしております。児童クラブにつきましては、毎日開催をしておりまして、その業務につきまして週2回開催をしておりました放課後子ども教室を児童クラブのほうと一体的に行うというようなことで、今回子育て支援課に所管替えをするという内容でございます。

以上です。

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。今御説明いただきました。何か御質問ございませんか。

○水口良江委員 はい。

○矢野ひとみ委員長 はい、水口委員さん。

○水口良江委員 ちょっと私よくわからないのでお伺いしたいんですけど、放課後子ども教室というのは南伊予地区だけに設置されているものなんですね。それで、当初発足した当時のことを見ても余りよく理解はしてないんですけど、子ども総合プラン一体型になるっていうことは、今までの児童クラブと子ども教室っていうのはできたときの趣旨が違ったっていうように私思ってるんです。

児童クラブっていうのは、遊びの中で子供たちをっていうような目的だったと思うんですけど、子ども教室は安心・安全なことを地域な方たちの力を得ながらやりましょう。児童クラブのほうは、両親っていうかお勤めをされてる方の子供さんを対象であって、子ども教室は自宅に保護者の方がいらっしゃるけれどもっていうところが全然違ってるのかなと思うんですが、この子ども総合プラン一体型っていうのがどういう内容なのかというのを見てもよくわからないので、この一体型プランで市民福祉部のほうに移行することにより、どういうふうによくなるのか、今までのことを検証して、福祉部のほうに移行するほうのほうがよりよくなるという、どういうことでそういうふうにされたのかなっていうのが、私よくわからないもんですから、その辺がもしわかるようでしたら教えていただきたいなと思います。

それと、たまたまこの伊予市くらしのガイドブックというのが、1週間ちょっと前でした

か、自宅のほうに配られてきてまして、その中にこの児童クラブ一覧表、子育て支援センターとかいろいろ、子ども総合センターのこととかというのが載ってあるんですけど、子ども教室に関してはどこにも載ってないんです。そのあたりのことも総括して、どういうふうなことで、多分よりよくなるために市民福祉部のほうにということであろうと思うんですけど、今までの何がいけなかつたのか、どういうふうによくなるのかというようなところを教えていただけたらなと思います。

○森田課長 委員長。

○矢野ひとみ委員長 はい、森田課長さんお願いします。

○森田課長 水口委員がおっしゃったとおり、放課後子ども教室と放課後児童クラブとは対象者をすみ分けしておりました。

放課後子ども教室につきましては、委員おっしゃるとおり地域の人々のお力をおかりして、そこで伝統的な活動とかそういった学びを行うというような学習の場的な活動をしております。放課後児童クラブにつきましては、保育的な感じでございまして、すみ分けをしていたものですから、その児童クラブに通う共働き世帯、家庭の児童さんたちにつきましては、放課後子ども教室で行う活動プログラムにこれまでには参加ができませんでした。

例えば、同じ放課後を安心・安全に過ごすというような目的で、多少の目的の違いはあります、そういう活動をしている中で、国が行う事業に片一方は参加ができないというようなことは、それは不合理であろうということで、そういう子供たちも放課後子ども教室の活動プランに参加できるようにというようなことで、今回児童クラブと放課後子ども教室とを一緒の運営をしていこうというようなことで、子育て支援課のほうに所管を移管するということになっております。

先ほどの、子ども教室についての説明が載ってないということでございますけど、これも当初は市内に数カ所というようなことで子ども教室の設置も考えておりましたが、御存じのとおり施設等がございませんで、設置するところもございません。そういうこともありまして、今のところは伊予市1カ所に限定ということになっておりますので、そちらのほうについては詳しくは載せてなかつたというようなことだらうと思っております。よろしいでしょうか。

○水口良江委員 委員長。

○矢野ひとみ委員長 はい、水口委員さん。

○水口良江委員 とっても丁寧に説明していただいたんですが、何かちょっと私余りよくわからないなと思うのは、児童クラブの方が子ども教室に行きたいのに行けなかつたという、そのためにそうしたほうがいいよという理解でよろしいでしょうか。

例えば、私の言い方が悪いかもわかりませんけれど、いわゆる共稼ぎをしている家庭がだんだん増えてて、南伊予は子供の数がちょっと増えてるんです、ありがたいことに小学校に今年

の4月に入学する児童の数が増えてると思うんですけど、その児童クラブのほうにたくさん増やしたいと、児童クラブの参加人数というか入れる人数を増やしたいけれども、今の体制では入れないということの一端とかというようなことではないんでしょうか。それは、私の言い方が悪いかもわからないのですけれど。

○森田課長 委員長。

○矢野ひとみ委員長 森田課長さん。

○森田課長 今、委員さんがおっしゃられたこともその中の一因にはございます。施設自体限られておりまして、小学校、それから今放課後子ども教室については別棟の2階部分でやっておりますが、児童クラブに参加する子供さんが増えてきたときに、今は別棟の1階部分でやっておりますけれども、1階部分ではもてあますというようなことがあります。現在でも隣接する公民館も使っての事業をしております。これを一体的にやれば、2階部分も一緒に使えるというようなこともございまして、こういった児童クラブと放課後子ども教室を一体で行おうというような一つの要因でもございます。

○水口良江委員 委員長。

○矢野ひとみ委員長 はい、水口委員さん。

○水口良江委員 ごめんね、何回も何回も。じゃあ、子ども教室と児童クラブっていうのは全くもってスタートの目的が全く違いますよね。違うけれど、子ども教室でやっていることを児童クラブの人たちにも経験をさせてあげたい、交流ができるように。そうしたら、子供たちにとってよりいいのじゃないかということが1番の目的であるということですか。

子供たちにはそのほうがいいと、それは厚生省であれ文科省であれ、その業務は両方が交流できるっていうようなことまでの縛りはないので、自由にそういうふうに子供たちのために総合プランの一体型ということで、よりいい方向に持つていこうというのが目的でしょうか。

○森田課長 委員長。

○矢野ひとみ委員長 はい、森田課長さん。

○森田課長 先ほど一体型のお話ですが、児童クラブの子供さんが全員が参加するというわけでもございませんで、希望される児童クラブに参加している子供さんで、放課後子ども教室の活動プランに参加したいという方がいれば、その方は一緒に参加をするというようなことでございます。運営自体は、その児童クラブと放課後子ども教室の指導者は別でございますので、全員が一緒に同じことをやるというわけではございません。

○矢野ひとみ委員長 はい、説明ありがとうございました。

○矢野ひとみ委員長 はい。この議案はこれでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。

それでは次、議案第3号伊予市社会体育大会等出場助成金交付要綱の一部を改正する告示に

について説明をお願いします。森田課長さんお願いします。

○森田課長 議案書17ページをお願いします。

議案第3号伊予市社会体育大会等出場助成金交付要綱の一部を改正する告示について。

提案理由といたしまして、伊予市社会体育大会等への出場に係る助成金の額について、市の財政事情を鑑み、見直しを図る必要が生じたので、提案をいたしました。

次のページ、18ページ、新旧対照表をごらんください。

第3条ただし書きの中で、出場経費は出場選手（監督、コーチ、マネジャーを含む）1人当たり中学生以上、これまで3,000円でしたものを2,000円、小学生以下、これまで1,800円でしたものを1,000円とするというふうに改正をいたします。

この改正につきましては、19ページをごらんください。

近隣市町の状況でございますが、お隣の松前町が中学生以上2,000円、小学生以下が1,000円となっておりまして、東温、松山市、砥部につきましては、もうこういった助成金は廃止をしております。今回、松前町に合わせたという形になっておりますが、備考欄にも書いておりますように、伊予市では参加料も負担をしておりました。参加料プラス出場経費として個人に1人3,000円から1,800円を交付をしていたということでございますが、今回の改正で参加料はそのまま市が負担、個人に渡す助成金につきましては中学生以上が2,000円、小学生以下を1,000円とするというふうにしております。

この該当する大会でございますが、20ページにその交付要綱を参考資料としてつけております。その第2条この要綱に助成の対象となる大会につきましては、1号の愛媛県スポーツ・レクリエーション祭、それから2号にあります愛媛県スポーツ少年大会、この2つの大会に限ることといたしております。

説明は以上です。

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。何か質問ございませんか。

○高橋久美子委員 委員長。

○矢野ひとみ委員長 はい、高橋委員さん。

○高橋久美子委員 具体的に、これまで助成の対象となった方って大体どれぐらいいらっしゃって、今後どんな感じなんでしょうか。

○矢野ひとみ委員長 森田課長さん。

○事務局 対象となる大会でございますが、この愛媛スポーツ・レクリエーション祭、これにつきましては伊予市内かなりの団体が参加をしております。スポーツ少年大会につきましても、加盟団体につきましてはほとんどこのスポーツ少年大会に出ておりますので、年間60万から80万程度の助成金だったと思います。

○高橋久美子委員 60万円から80万円ですか。

○森田課長 はい。そのぐらいの間で、例年こういうことだと思います。

○高橋久美子委員 これ、対象者が増えてきたのでということではなく、平たく言えば経費削減ということですか。

○森田課長 はい。提案理由でも申しましたとおり、市の財政事業を鑑みるということで補助金、助成金の見直しというのを現在進めております。その一環といたしまして、この事業の助成金も減額をしたということでございます。

○高橋久美子委員 ありがとうございます。

○矢野ひとみ委員長 よろしいですか。

○高橋久美子委員 はい。

○矢野ひとみ委員長 ほかに御質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢野ひとみ委員長 ないようでしたら、第3号議案御承認いただけますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢野ひとみ委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、続きまして議案第4号伊予市図書館・文化ホール等開館記念事業等の冠使用に関する事務取扱要綱の制定についてお願ひします。

○北岡課長補佐 委員長。

○矢野ひとみ委員長 はい。北岡課長補佐さんお願ひします。

○北岡課長補佐 27ページをお開きください。

議案第4号伊予市図書館・文化ホール等開館記念事業等の冠使用に関する事務取扱要綱の制定について。

伊予市図書館・文化ホール等開館記念事業等の冠使用に関する事務取扱要綱を制定したいから、教育委員会の議決を求める。

提案理由といたしましては、伊予市図書館・文化ホール等複合施設の広報活動を進めるに当たり、新しい施設の魅力を幅広く周知するため、市民や各団体等との協働を図る。その際の冠使用に伴い、一定の基準を設けるため、新たに要綱を制定する必要が生じたので、提案をいたしました。

28ページをごらんいただけますでしょうか。

第1条の趣旨に関しましては、先ほどの提案理由と重複しますが、平成31年8月開館を予定をしております。それを見据えて、できるだけ多くの方に知っていただき、また使っていただくために広く情報発信をする必要があると。ただ、行政だけではその情報発信も至らない部分も多々ありますので、市民の皆さん、また団体、企業の皆さんに御協力いただいて情報発信のお力添えをいただくと。その際の手続として要綱を定めていきたいというようなことでございます。

第2条の冠の種類でございますけれども、その平成31年8月以前ということで、それをブ

レ、準備的なものになるんですけども、その前日までの期間に実施される事業につきましては、伊予市図書館・文化ホール等開館プレ事業の冠。そして、開館した後につきましては、2項の開館記念事業という冠をつけて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

対象事業ですけれども、第3条になりますが、1号からですけれども、市の文化芸術の振興に寄与する事業。伊予市図書館・文化ホール等開館後の施設での活動を想起させる事業。3号、市が有する長所と魅力を再発見し、そのことを市内外に発信する事業。4号、市内のみならず、市外または全国と連携交流を促進する事業。そして、5号としてその他教育長が特に適当であると認める事業というふうにございまして、先ほど申し上げましたとおり、市内外の方ができるだけ多くいっていただき、また使ってみたいと思えるためのPRをどんどんしていくための事業というふうに認識していただけたらと思います。

ちなみに、対象としないものにつきましては、公序良俗に反する事業。政治的、宗教的、思想的活動を目的とする事業。29ページのほうになりますけれども、営利の事業、また暴力団に関するような事業というようなことに関しては認めませんというようなことでございます。

第4条から第8条に関しましては、その手続に関する記載しております。

30ページのほうをごらんいただきまして、第9条支援の内容につきましてですけれども、まず先ほど申し上げましたように、その事業を行う際にこの冠を使っていただくということと、その手続が認められた市民、団体には広報いよしやホームページ等も活用して周知をお手伝いさせていただくというようなものでございます。

附則といたしまして、この告示は、3月から施行したいというふうに思っております。また、この告示ですけれども、31年度いっぱいということで、手続の都合上、実績報告等もございますので、それが第5条の第3項の規定になりますが、その実績報告に関して1ヶ月猶予を持って32年4月30日までの間、効力を有するというようなことにしております。

また、今仮の名称でございまして、また条例等で正式な名称が決まりましたら、その名称を使用して冠を使っていただくというふうにしていただけたらと思います。

あと、35ページまで申請書等のひな形があるのです。

が、この要綱につきましては36ページから43ページにあります、市制の10周年の記念事業、冠使用に関する事務取扱要綱というのがございましたので、こちらのほうを参考に作成をさせていただきました。

以上です。

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。御説明をいただきました。何か御質問等ございませんか。

○鷹尾秀隆委員 委員長。

○矢野ひとみ委員長 はい、鷹尾委員さん。

○鷹尾秀隆委員 この冠っていうの、必要性っていうのがよく理解できないんですが。

○北岡課長補佐 実は、実施計画でうたっておりまして、もう既に、今正式ではないのですが、こういった銘打ってやっていただいているところもありますが、先ほど対象外というような、宗教的であったりとか暴力団であったりとか、そういうようなところが使ったときに、きちんと市が認めてるのはこういった事業だけでも、あなたたちがやってるのは違いますよというようなところですみ分けたことをする上で、こういった要綱が必要じやないかということです。

○鷹尾秀隆委員 要綱をつくる必要性じやなくて、この冠事業をやることの必要性。

○北岡課長補佐 必要性。そうですね、できるだけ多くの方にお力添えをいただきたいということで、開館に至るまでのプレ事業ということで、いろんな団体の皆さんのがこの施設を使ってどういうことをしてもいいのであつたりとか、知つてもらおうであつたりとか、そういうことをしていく上で、やはり必要な事業になるんじゃないかなと思って、また開館してからも周知であつたり、使っていただく上ではこういうことは必要になってくるんじゃないかなというふうには思つてます。

○井上監理監 委員長。

○矢野ひとみ委員長 はい、井上監理監さん。

○井上監理監 基本的には、新しいこういう複合施設が、図書館・文化ホールっていう施設ができるっていうことを周知するっていうのが目的というか大きな目的です。行政側にとっては、こういう冠をつけることによって、いろんな事業をやってくださる人とか、それを見に来てくださる人がこういうパンフレットとかを見て、冠がついているのを見て、ああこういう施設ができるんだなっていうことを認識してもらうっていうのが1つです。

事業を行う人のメリットとしては、市がこういう冠をつけているってことで、ある程度市が後援してるんだなとか、市が冠をつけることを許している事業だなっていうことで、ある程度公共的な感じとか、そういうことで見に来てくれる人とか参加する方が若干安心してその事業に参加をしてくれるっていうメリットがあります。

○矢野ひとみ委員長 鷹尾委員さん、よろしいですか。

○鷹尾秀隆委員 はい。

○矢野ひとみ委員長 はい、森田課長さん。

○森田課長 濟いません、資料の修正をお願いをしたいと思うんですが、30ページの第8条の第1号ですが、実施する冠事業の内容が第3条各号とありますのは、第3条第2項各号、「第2項」というのを入れていただきたいと思います。

○矢野ひとみ委員長 第2項の各号の。2項の(1)、(2)のことですね。「第2項の」を入れて下さい。

はい、第4号議案について何かございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。承認と認めます。

議案第5号伊予市子ども読書活動推進計画の策定についてお願いします。

○北岡課長補佐 委員長。

○矢野ひとみ委員長 はい。北岡課長補佐さんお願いします。

○北岡課長補佐 44ページをお開きいただけたらと思います。

議案第5号伊予市子ども読書活動推進計画の策定について。

提案理由といたしましては、子どもの読書活動推進に関する法律に基づき、本市における伊予市子ども読書活動推進計画の策定をする必要があることから提案をしました。

45ページのほうをごらんいただけたらと思います。

事前にお手元のほうに推進計画の案のほうを配付させていただきましたけども、その概要のほうを御説明させていただけたらと思います。

計画の目的につきましては、子ども読書活動推進計画は、国や県の方針を踏まえながら、伊予市の第2次総合計画の将来像である「まち・ひとともに育ち輝く伊予市」の実現を目指し、子どもたちがみずから未来を切り拓く力を身につける手段の一つとして読書活動を推進するため策定する計画であります。

伊予市内の読書に関する状況や環境などについて調査をし、分析をした上で、家庭、地域、学校、各種機関、団体等の人たちと連携、協力をしながら、一人でも多くの子どもたちが自発的に本に向き合えるように、多様な読書機会と充実した読書環境を創造することを目的としております。

計画の内容ですけれども、まず計画の目的といたしまして(1)①ですけれども、本計画策定の目的をうたい、そして②に国、県の方針のほうを記載しております。③ですけれども、計画の期間、対象といたしましては、2018年度、来年度から2022年度までの5年間。対象といたしましては、ゼロ歳から18歳というようなことでございます。

(2)の伊予市の現状と課題ということですけれども、①伊予市の子どもの読書活動について、伊予市立の小・中学校の全校児童と、そして保育所、幼稚園の保護者に対してアンケート調査を実施いたしました。それから、伊予市における子どもたちの読書に係る状況を把握、分析をいたしました。②ですけれども、伊予市における子ども読書環境の現状と課題ということで、小・中学校、保育所、幼稚園、そして全てではございませんけれども、地域の読書ボランティア団体に対してアンケート調査を行いました。そして、その各機関や団体における活動内容や課題等に係る状況を把握、分析をいたしました。

(3)ですけれども、子ども読書活動推進のための基本方針ですが、先ほどの目的、課題を踏まえた上で、次のとおり基本方針を定めました。

4つの基本方針ですけれども、①顔の見える協力体制づくり、②本の楽しさを広げる活動の場づくり、③自分から本に向かう読書環境の整備、④子どもの読書活動を応援する人の確保と

ということあります。

46ページのほうごらんいただきまして、(4)子ども読書活動推進のための具体的な取り組みと実施目標でございますが、上記の4つの基本方針を達成するために、地域、家庭、各学校、保育所、幼稚園、図書館における具体的な取り組みと実施目標並びに連携方法について計画を策定いたしました。

(5)子ども読書活動推進計画における評価と今後の目標でございますけれども、①計画の評価については、伊予市立図書館協議会において評価項目を協議いたしまして、小・中学校、保育所、幼稚園に向けたアンケート調査を毎年行います。そうした上で、毎年状況把握、分析並びに改善策といったことを検討し評価をするというようなことでございます。②ですけれども、第2次に向けた目標についてですけれども、5年後にまた計画を策定しなければなりません。それに向けて指標を掲げて、各機関や団体等が連携した取り組みを進めていきます。

また、次回計画については、今回はアンケートを高校に対して行いませんでしたけれども、市内の高校、伊予農業高校に協力を仰ぐようにお願いをしまして、それを盛り込んだ計画にしたいというふうに考えております。

3番の策定の経過ですけれども、こちらのほうは審議会条例にのっとり、子ども読書活動推進計画の審議会を開催した後に、そして現在教育長に対して答申がなされて、意見公募を実施いたしました。

その審議会のメンバーですけれども、以前審議いただいたメンバーですけれども、小・中学校の校長先生の代表、そして保育所、幼稚園の所長さん、園長さんの代表、そして各ボランティア、伊予、中山、双海の代表の方、それから公募の委員さん2名を含めた9名の審議会委員さんで9月、11月、12月の3回にわたり審議をいただきました。それから、審議会長さんの双海中学校の森田校長先生のほうから答申のほうを12月15日にいただきまして、その受けた答申をもとに意見公募のほうを1月10日から30日まで行っております。20日間にわたっての公募でございましたけれども、これに対する意見はございませんでした。本日、教育委員会のほうでその案のほうを提出させていただいておるという経過になっております。

以上です。

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。

先に、委員さん方のお手元のほうにカラー印刷の活動推進計画案の概要というのが置かれておりますので、目を通していただいたと思います。それとあわせて、先ほどの北岡さんの説明で何か御質問等ございますか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢野ひとみ委員長 はい。そしたら、3回の審議を行って分厚い策定計画案ができたようです。大変お世話になりました。ありがとうございました。

承認してよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、続きまして議案第6号伊予市放課後子ども教室校区運営委員会設置要綱を廃止する告示について説明をお願いします。森田課長さんお願いします。

○森田課長 議案書47ページになります。

この議案につきましては、先ほどの第2号議案に関連するものでございます。

議案第6号伊予市放課後子ども教室校区運営委員会設置要綱を廃止する告示について。

提案理由といたしまして、伊予市放課後子ども教室推進事業を実施するに当たり、市民福祉部に属する職員に委任する運びとなったため、要綱を廃止する必要が生じたので提案をいたしております。

内容につきましては、実施要綱の中で、校区運営委員会を置くとなっておりまして、この校区運営委員会の委員さんにつきましては教育委員会が委嘱するというふうになっておりました。今回、市長部局のほうに移管をすることに伴いまして、この要綱につきましても今回廃止をし、改めて市長部局のほうで同じような内容で要綱を定めていただくというような内容でございます。

以上です。

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。

事業が移管されたのでということです。よろしいですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢野ひとみ委員長 はい。それでは、御承認いただきますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。

以上で議案審議のほうは終了しました。

続きまして、報告事項等に進みます。

3月の教育委員会行事予定について説明をお願いします。高石先生お願いします。

○高石指導主事 3月の学校教育課、学校関係の行事について説明を行なった。

○矢野ひとみ委員長 はい。社会教育課お願いします。

高村課長補佐さんお願いします。

○高村課長補佐 社会教育課の行事予定について説明を行なった。

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。

学校教育課、社会教育課合わせて何か御質問等ございますか。

○渡邊博隆教育長 委員長。

○矢野ひとみ委員長 教育長さんお願いします。

○渡邊博隆教育長 3月8日に臨時教育委員会を予定しておりますが、内内示の分の件で臨時

の教育委員会を開催したらと思いますので、よろしくお願ひします。

○矢野ひとみ委員長 はい。別紙プリントがあったと思います。午後3時30分、よろしくお願ひします。

○高石指導主事 委員長。

○矢野ひとみ委員長 はい、高石先生。

○高石指導主事 失礼します。A4の卒業式の日程及び出席者、それから教育委員さん宛ての入園式、入学式の予定と出席者についてのプリントを皆さんにお配りしております。

卒業式のほうは、現在のところの時間、それから出席者等が決まっておりますので、また確認していただきまして、御都合が悪くなりましたら私のほうまで御連絡いただけたらと思います。

それから、入園式、入学式のほうですが、そちらも過去の分を参考にさせていただきまして、一応お名前のほうを入れさせてもらっております。もし、不都合等ありましたらお知らせ願うということと、それからまた出席等、都合により難しくなったということがありましたら御連絡をいただけたらと思います。正確な時間帯等につきましては、教育委員さんのところには自宅のほうに学校から案内状が届くようになっておりますので、そちらのほうを御確認していただけたらと思います。両方とも、またいろいろとよろしくお願ひいたします。

以上です。

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。

30年度の入園式、入学式の予定のプリントです。またよろしくお願ひします。

○渡邊博隆教育長 委員長。

○矢野ひとみ委員長 はい、教育長さんお願ひします。

○渡邊博隆教育長 入園式のところで、実は3月20日が議会の最終日ということになりましたので、本来ならば北山崎幼稚園のほうに私が出席する予定でしたが、大西主幹に代理出席をお願いしております関係で、主幹の名前がそこへ入っておるということで御理解いただいたらと思います。

○矢野ひとみ委員長 幼稚園の卒園式のほうですね。

行事予定はもうよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 はい。そしたら、またよろしくお願ひします。

続きまして、事務局の報告事項等に進みたいと思います。

局長さんお願ひします。

○齋岡事務局長 それでは、3月議会に上程予定しております3月の補正予算並びに当初予算について御説明をさせていただきたいと思います。

まず、平成29年度3月補正予算説明資料をごらんいただきたいと思います。

10款1項2目の4節と7節につきましては、当初南山崎小学校の通学バス運転手を嘱託職員として雇用する計画としておりましたが、業務委託することとなったことで、共済費及び賃金を減額するものでございます。13節委託料65万7,000円、これは南山崎小学校通学バスを業務委託することとなりまして、年間の実績予想額の不足分を計上するものでございます。

10款1項3目の義務教育施設整備基金積立金4万8,000円は、基金利子を積立金に繰り入れるものでございます。

次の、10款2項1目5の光熱水費750万円減額につきましては、当初に最大経費を計上していいたこと及び節電、節水の取り組みにより減額するものでございます。

10款3項1目7節151万3,000円の減額がございますが、中学校の学校生活支援員を当初4人予定しておりましたが、3人の配置となり、1人分の賃金が不要となったことによるものでございます。11節の光熱水費、これは小学校と同じく、当初は最大経費を計上していたこと及び節水、節電によりまして50万円の減額となっております。13節の委託料50万円の減額は、施設点検保守業務委託料などの入札減少金でございます。

続いて、社会教育のほうになります。

○森田課長 続く5項1目13節の300万円の減額でございますが、これは中山スマートインターチェンジ埋蔵文化財報告書作成に伴います石器、土器実測委託業務でございまして、入札減少金によるものでございます。また、それに伴いますNEXCOからの委託金59万6,000円の歳入減となっております。

以上です。

○鶴岡事務局長 それでは続いて、10款6項3目学校給食費でございます。4節、7節は臨時職員及び臨時調理員が当初計画の人数より少なくなったことにより、減額補正をするものでございます。12節は、炊飯釜テフロン加工業務手数料、これを予定しておりましたが、必要ななくなったことによりまして70万円減額するものでございます。13節の委託料300万円の減額は、施設点検保守業務委託料などの入札減少金となります。

裏面をごらんいただきたいと思います。

繰越明許費の調書でございます。これは、年度内完成ができないことによりまして、翌年度へ繰り越して事業を行うものでございます。郡中小学校プール改修事業、そして港南中学校駐輪場改築及び外構整備事業、これを翌年度へ繰り越しをするものでございます。完成は、それぞれ一番右の欄に書いてありますように、30年5月及び30年8月の予定となっております。

○森田課長 同じく10款5項の中山スマートインターチェンジ整備事業に伴う発掘調査に係る石器実測委託業務でございまして、金額は187万5,000円、昨年度の発掘作業が繰り越しどなったことによりまして、本業務の発注も当初計画よりは遅くはなりましたが、加えまして県内でも珍しい旧石器時代の遺跡があり、外部の専門機関からの意見もありまして、製品のみならず剥片、かけらでございますが、剥片遺物についても実測図の作成が必要であるとの見解から、

実測遺物点数を増加したことによりまして年度内完了が難しくなったことによる繰り越しでございます。完成見込みは、5月の予定です。

以上です。

○鶴岡事務局長 続けて当初予算を説明させてもらってよろしいでしょうか。

○矢野ひとみ委員長 はい。お願いします。

○鶴岡事務局長 それでは、続けて当初予算の説明をさせていただきます。

予算順にピックアップをして報告いたしますので、よろしくお願ひいたします。今回添付しております資料は、教育委員会の分をピックアップしておりますが、6款につきましてはその一部になりますので、ごらんいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○森田課長 6款農業費になりますが、6款1項6目の農業施設管理運営費、この中山地区公民館の主管として利用しております佐礼谷生活改善センター、それから永木構造改善センター、野中構造改善センターの3施設の管理費が社会教育課の所管となっており、3施設全体で340万2,000円でございます。

続く2ページの6款2項1目林業施設管理運営費で、この長沢グラウンド、それから体育館と隣接しております中山林業センター、これを社会教育課のほうで管理をしておりまして、予算額は78万8,000円となっております。いずれも、例年並みの予算内容となっております。

以上です。

○鶴岡事務局長 それでは、3ページをお願いします。

10款1項1目教育委員会運営費につきましては263万8,000円を計上しております。

1目につきましては、まず通学バスの運行業務費、中山、双海の通学バス、中山幼稚園の通園バス、それと翠小学校と港南中学校で実施しておりますタクシーの借り上げ料、これらにかかる費用でございます。総額で4,069万5,000円、今年度と比べまして1.9%の減となっておるところです。

教育補助事業費121万1,000円は、いじめ問題対策連絡協議会委員報酬、またスクールガードリーダー、スクールソーシャルワーカー、これらの賃金が主なものとなっております。

適応指導教室事業費は、指導員3人分の賃金が主なものでございます。

特別支援教育事業費、これはことばの教室事業費と巡回教育相談員さんに係る人件費が主なもので、1,286万8,000円を計上しております。

次に、3目諸費になりますが、これはALTの派遣事業費、ALT5人の賃金等の予算で、2,045万4,000円を計上しておるところです。

教員住宅管理運営事業費62万円は、中山6戸、双海5戸の教員住宅に係る維持管理費を計上しております。

次に、2項の小学校費でございます。

1目のところに小学校の修繕費や営繕工事費があります。修繕費につきましては、郡中小学校の教室ロッカー修繕や由並小学校のプールのライン塗装といった工事を予定しております。営繕工事費では、南山崎小学校、郡中小学校、由並小学校の体育館照明交換工事を実施することとしております。小学校運営費に関しましては、大体例年の内容となっております。

2目教育振興費、これにつきましてはパソコン教室の運営費でありますとか、小学校の児童扶助費を計上させていただいております。

理科教育施設整備事業費312万円、これは見込み計上でございます。

次に、3項中学校費でございます。

1目の学校管理費におきまして、中学校の修繕費、あるいは中学校営繕工事費を計上しております。修繕費につきましては、伊予中学校の屋上出入り口の外壁の塗装、あるいは双海中学校の体育館防球ネットの改修等を予定しております。営繕工事では、伊予中学校の調理室の網戸の取りつけ工事を実施することとしております。

中学校の運営費につきましても、例年の維持管理に係る部分でありますとか、生活支援員、公務員等の計上をさせていただいております。

2目の教育振興費につきましては、パソコン教室の運営あるいは中学校の生徒の扶助費等を例年により計上させていただいております。

理科教育施設整備事業費217万5,000円、これは見込み計上でございます。

次のページをお願いします。

4項は幼稚園費になります。1目幼稚園費において幼稚園修繕費、営繕工事費を計上しております、営繕工事においてからたち幼稚園の園舎の浸水防止用簡易式透明カーテン、これの設置工事を予定しております。

幼稚園の運営費につきましては、通常の委託管理、臨時職員賃金等を計上しております。

幼稚園就園奨励費補助事業費495万7,000円は、本年度と比較して25.8%の減となっております。

次、社会教育課に。

○森田課長 次に、5項社会教育費になりますが、29年度暫定予算でございましたので、かなり差が見える項目もございますけれども、最終予算とはほぼ変わっておりませんので、前もって申し添えておきます。

まず、1目社会教育総務費では、最終目標となります中山スマートインターチェンジに伴う発掘調査事業を始めといたします文化財保護事業、それから成人式やわんぱく塾を開催をいたします生涯学習推進事業、それから市民総合文化祭を開催するための文化振興事業、それから文化協会や伝統芸能保存活動団体を支援する社会教育関係団体助成事業、青少年の健全育成事業の推進等に係る経費が計上されております。

昨年度からの変更点といたしましては、先ほど議案の中にも出てきました放課後子ども教室

運営事業、こちらを児童クラブと一体的に運営するために子育て支援課に所管替えをいたしております。

続く2目でございますが、公民館費はほぼ昨年と同様でございまして、各公民館の活動費等も計上いたしております。地区公民館運営活動助成事業も平成29年度は補正で計上をしておりますので、大きく変更はございません。

それから、3目は図書館費でございますが、こちらにつきましては現在の図書館の管理運営費でございまして、これも例年どおりの内容でございます。

続く4目人権同和教育費では、各種人権同和教育研修費や愛媛県人権教育協議会伊予市支部への運営補助金でございまして、30年度の全国大会は滋賀県、それから四国地区は香川県で開催をされることとなっております。そのための若干の増額が見込まれております。

それでは、5目社会教育施設管理運営費では、緑風館、唐川コミュニティーセンター、中山町野中及び双海町下灘のコミュニティーセンターの管理運営費でございますが、緑風館以外の施設利用については、ほとんど皆無の状態でございます。

それから、1つおきまして7目図書館・文化ホール等運営検討費では、引き続き株式会社シアターワークショップの支援を受けながら、施設の条例規則の制定を行うとともに自主事業の計画やイベントの計画実施、またこれらにかかる人材育成を行ってまいります。

○鷲岡事務局長 それでは続きまして、6項保健体育費になります。1目は保健体育総務費でございますが、健康診断事業費といたしまして、学校医の報酬でありますとか、園児、児童・生徒の各種診断の経費を計上させていただいております。

○森田課長 続く2目は社会体育費でございます。ビーチバレー、ボーラーの普及、推進に努めるとともに体育協会やスポーツ少年団等のスポーツ団体の育成、また全国大会出場選手を激励し、スポーツの振興を図ってまいります。

○ 3目学校給食費になりますが、学校給食センター運営費1億3,812万円を計上しておりますが、主なものとしまして給食調理員計24名の賃金、学校給食等の配達業務委託料、施設管理業務委託料などが主なものとなっております。

○鷲岡事務局長 以上、駆け足ですが御説明とさせていただきます。

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。30年度の当初予算について御説明をいただきました。何か御質問等ございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢野ひとみ委員長 はい、ありがとうございました。

報告事項等ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢野ひとみ委員長 それでは、その他のほうに進みたいと思います。その他ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢野ひとみ委員長 はい。それでは、ないようですので、以上で私のほうは終わりたいと思います。

○事務局 閉会

午14時22分 閉会